



いつもお世話になっております。事務所だよりの1月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

* 個人(サラリーマンを含む)の税金の控除について *

所得税・住民税の計算上さまざまな控除があります。所得控除・税額控除・所得計算控除等ですが、下記の控除のうち**赤色の控除**が増税のターゲットになっています。どうなるか? サバイバルゲームの様相です。

1. 雑損控除
災害、盗難、横領により自分や扶養親族の所有する生活用資産について損失が生じた場合
2. 医療費控除
その年において多額の医療費を支払った場合には、その支払った医療費のうち一定の金額
3. 社会保険料控除
社会保険料を支払った場合には、その金額
4. 小規模企業共済等掛金控除
小規模企業共済等掛金控除及び心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合
5. 生命保険料控除
一般の生命保険料または個人年金保険料を支払った場合
6. 損害保険料控除
火災保険や傷害保険などの損害保険料を支払った場合
7. 寄付金控除
特定寄付金を支払った場合には、一定の金額をその年の所得金額から控除できます。
8. 障害者控除
本人が障害者である場合または障害者である家族を持つ場合には、27万円(特別障害者は40万円)
9. **老年者控除** **老年者控除は平成17年分の所得税から廃止されました**
10. 寡婦(寡夫)控除
本人が寡婦(寡夫)である場合には、次の金額をその年の所得金額から控除できます。
【寡婦】
夫と死別または離婚した独身者で扶養する子供がある者・・・35万円
夫と死別した独身者で所得金額が500万円以下である者・・・27万円
【寡夫】
妻と死別または離婚した独身者で扶養する子供があり、所得金額が500万円以下である者・・・27万円
11. 勤労学生控除
働く学生で所得金額が65万円以下である場合には、27万円
12. **配偶者控除**
所得金額が38万円(パートなどの収入金額が103万円)以下である配偶者を有する場合には、38万円。また、年齢が70歳以上である場合には10万円を、特別障害者に該当する場合には35万円をさらに加算した金額が控除できます。
13. 配偶者特別控除
控除対象配偶者及び所得金額が76万円(パートなどの収入金額が141万円)未満である配偶者を有する場合には、所得金額に応じて段階的に定められている金額(最高38万円)をその年の所得金額から控除できます。この場合にも青色事業専従者及び事業専従者は含まれません。また、本人の所得金額が1000万円を超える場合には、この適用を受けることはできません。
14. 扶養控除
所得金額が38万円以下の同居家族を扶養親族とよびます。扶養親族を有する場合には、扶養親族一人につき38万円をその年の所得金額から控除できますが、扶養親族が次に該当する場合にはさらにそれぞれの金額を加算した金額が控除額となります。

特定扶養親族	16歳以上23歳未満・・・	25万円を加算
老人扶養親族	70歳以上・・・	10万円を加算
同居老親等	本人又は配偶者と同居する70歳以上の親	10万円を加算
同居特別障害者	特別障害者に該当する扶養親族	35万円を加算
15. 基礎控除
一律38万円をその年の所得金額から控除できます
16. **給与所得控除**
給与の収入金額に応じ、収入金額の20%から40%ぐらいの控除があります。(700万円の場合28%)
17. 公的年金控除
年金の収入金額に応じ、控除金額があります
65歳以上の方・・・年金収入300万円の場合50%
65歳未満の方・・・年金収入300万円の場合38%
18. **定率減税**
所得税20%(最高25万円)住民税15%(最高4万円)・・・18年から半減
19. 住宅取得控除
住宅の借入金残高の1%を所得税のみ控除(入居年度により年数・金額がことなります)